

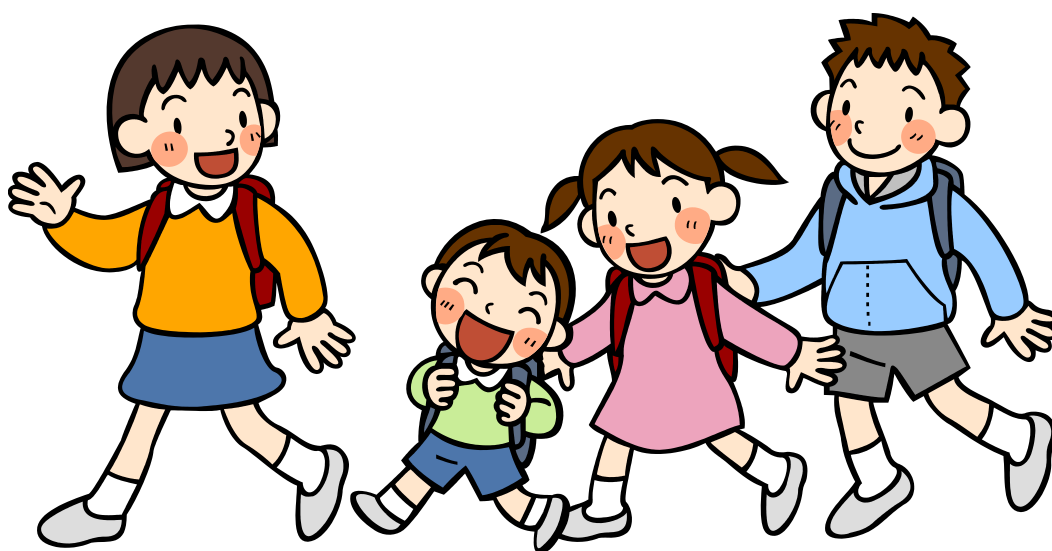


令和 7 年度

いじめ防止基本方針

令和 2 年 6 月策定

令和 6 年 4 月改定



入間市立東金子小学校

入間市立東金子小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもある。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の3点をポイントとする。

- ② いじめの情報は個人で抱えず組織で対応する。
- ②いじめ被害を訴えた児童生徒やその保護者に寄り添う姿勢で対応する。
 - ・被害児童生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえる。
 - ・組織としてきちんと確認した上で、児童生徒や保護者に説明し、安心感へつなげる。
- ③情報を正確に記録する。（推測を入れない）
 - ・「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する。

II いじめ問題に対する取組体制

(1) 「生徒指導委員会」

- ①学校全体の課題を確認し、その改善に向け企画立案を行う。
- ②生徒指導委員会で、いじめ防止に向けた企画立案等を行う。各学級担任・担任外教員が事前にWinbird（校務支援システム）に気になる児童について記録を残す。それをもとに各学年主任が学年内の気になる事案、児童について報告し、対応策を検討する。さらに、管理職、生徒指導主任、その他の職員から、学校全体の課題について提起し、対応策を検討していく。

(2) 「いじめ防止推進委員会」(運営委員会)

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、運営委員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭(必要に応じて該当担任、SSW、SC、外部機関とも連携)による「いじめ防止推進委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) いじめ防止推進委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「人への思いやりについて考え、議論する道徳科授業」の計画、実施 ○特に配慮が必要な児童生徒へ適切な支援 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	→校長・教頭 →校長・教頭 →教頭・教務主任・生徒指導主任 →教頭・(道徳主任)・学年主任 →生徒指導主任・学年主任 →校長・教頭・生徒指導主任
早期発見	○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○なかよしアンケートの実施・集約・分析(各学期1回) ○学校評価アンケート(保護者)の配布・情報収集(11月頃) ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育センター相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有	→生徒指導主任・学年主任 →生徒指導主任・学年主任 →教頭・生徒指導主任 →校長・教頭・教育相談主任・生徒指導主任 →学年主任
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのSCを利用するなどの心のケア	→校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任 →生徒指導主任・学年主任 →教育相談主任・学年主任
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	→校長・教頭 →校長・教頭 →校長 →校長・教頭 →校長・教頭・学年主任 →校長・教頭

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持ち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

①学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・児童の言葉でまとめ、振り返りの時間の設定をする。

④授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤行事や委員会活動の充実

- ・運動会、卒業を祝う会などの行事や児童会活動などで、子供たちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①主体的にいじめ問題を考え、教育活動全体で取り組む道徳科教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・植物の栽培活動、福祉体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的エンカウンターやソーシャルスキルワークを積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

②生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒に関する校内研修の実施

③人権教育、その他人権尊重の研修

(4) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開(2学期)

②学校だよりでの啓発

③PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供。

(5) その他

○児童へのいきいきアンケート（各学期1回）

Ⅳ いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日常の観察

- ・ 全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) いじめに関するアンケート（いきいきアンケート）の実施

- ・ 各学期1回実施し早期発見につなげる。アンケート結果を分析し、児童と面談を行ったり、アンケートを利用した授業を行ったりして児童理解、指導につなげる。

(3) ウィンバードの利用

- ・ 校務支援システムであるウィンバードを利用し、児童の様子をこまめに記録し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで、情報を受け継ぎ見届ける。

(4) 学校評価（保護者）の実施

- ・ 学校評価（保護者）の項目に「学校で困ったことや嫌なことがあるといったことはありますか」という文言を入れ、家庭と連携して児童を見守る。

(5) 教育相談体制の充実

- ① 日頃から児童が担任に気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 教育相談日の設定（夏季休業中・適宜）
- ③ 相談室の利用、さわやか相談員やSC来校日、電話相談窓口等について、児童に広く周知する。
- ④ 保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤ 必要に応じ、家庭訪問や面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥ 公の相談窓口、相談機関（入間市教育センター等）について広報する。

(6) 地域との連携

- ① 民生児童委員との連絡協議会など、地域団体と情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ② 児童見守り隊等の学校応援団との連携を図る。

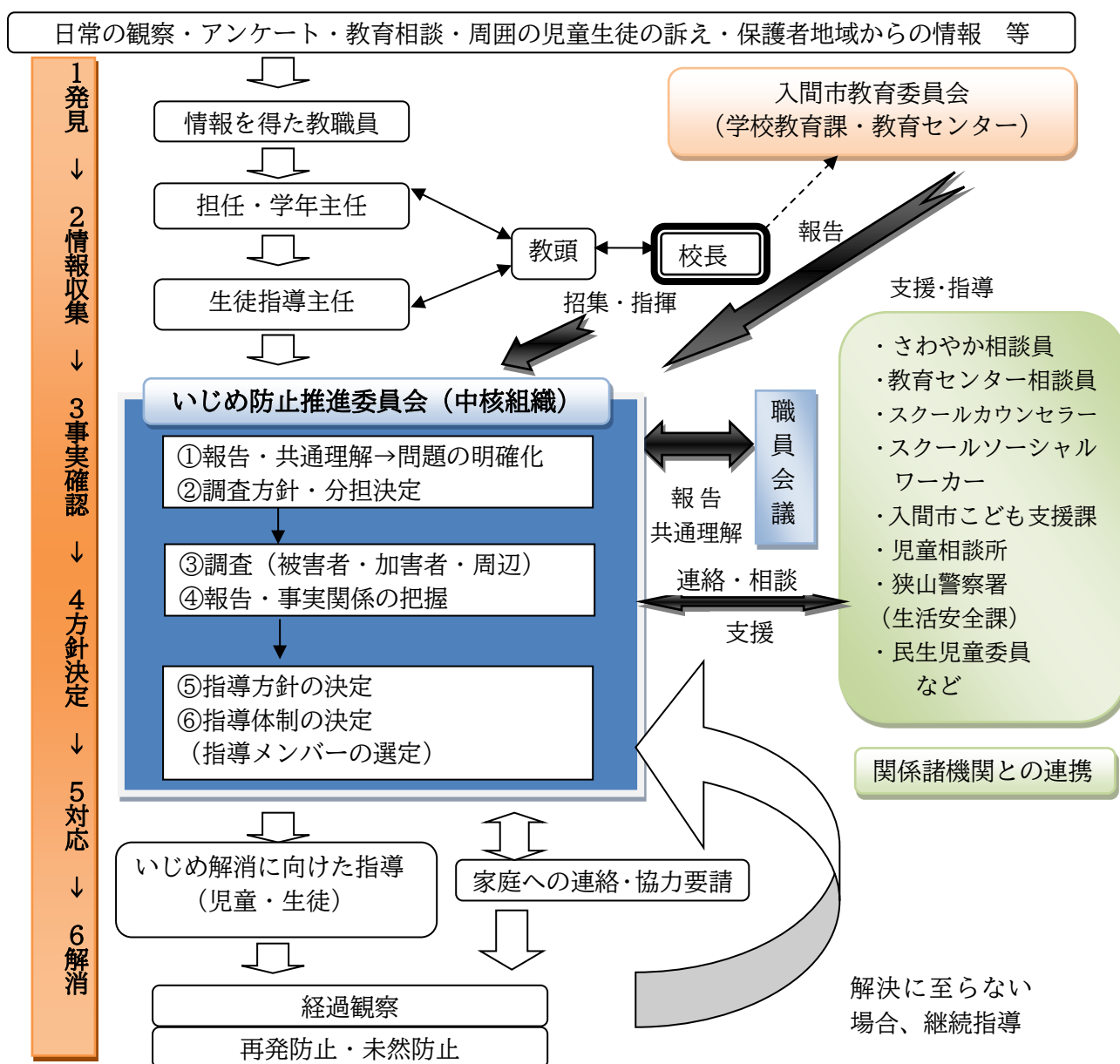
V いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・解決にあつては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあつては、教育委員会と連携し窓口を一本化し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



(2) 重大事態が発生した場合

法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長がただちに教育委員会へ報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

・携帯電話やスマートフォン等を子供が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、携帯電話やスマートフォン等を持たせるべきではないと考える。
・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話やスマートフォン等を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話等機器の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②LINE、ツイッター等、SNSを利用したインターネット上でのいじめ
- ③学校裏サイトによるいじめ
など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ①そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話等を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ②子供たちのパソコンや携帯電話を管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。

- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。

VII いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	具体的な取組	
		未然防止	早期発見
年間	生徒指導委員会 生徒指導報告（職集後） 学年会 いじめ防止推進委員会	日常の観察 全教職員による共通理解・共通指導 学年内での情報交換・共通指導	
4	年度当初職員会議 職員研修（教育相談） 懇談会	・学級開き （人間関係づくりのスキル）	
5	表札訪問 学校公開日	・いじめに関する集中指導	第1回 いきいきアンケート
6	授業参観懇談会	・非行防止教室 ・人権標語・人権作文の募集	
7	個人面談		フレッシュタイム
8	生徒指導研修 人権教育研修		
9	学校公開日		
10	人権月間	・情報モラル教室 ・各学級で「人への思いやり」をテーマにした道徳科授業の実施	
11			第2回 いきいきアンケート 学校評価アンケート （保護者）
12	個人面談		フレッシュタイム
1			
2	授業参観懇談会		第3回 いきいきアンケート
3			フレッシュタイム